

京都市ケアラー支援推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「京都市ケアラー支援推進協議会」（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」（以下「条例」という。）が掲げる、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現に向けて、ケアラー当事者団体、関係支援機関、教育機関、行政機関等が相互に連携・協力し、ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりを市民ぐるみで推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 条例及びケアラー支援に関する普及啓発に関すること。
- (2) ケアラー支援を市民ぐるみで推進するための活動に関すること。
- (3) 条例第11条に基づく計画の策定及び進捗管理に係る意見陳述に関すること。
- (4) ケアラー支援施策の検討及び実施に係る意見陳述に関すること。
- (5) その他ケアラー支援の推進に関して必要な事業に関すること。

(構成団体)

第4条 協議会の構成団体は、次の各号に掲げるものであつて、第2条の目的に賛同するものとする。

- (1) ケアラー当事者団体
- (2) 関係支援機関及び団体
- (3) 教育機関
- (4) 企業
- (5) 行政機関
- (6) その他協議会が必要と認めたもの

(構成団体の参画及び退会等)

第5条 第2条の目的に賛同し、協議会に参画しようとするものは、別に定める参画申出書を会長に提出し、幹事会において了承を得るものとする。

2 構成団体は、別に定める退会申出書を会長に提出し、協議会を退会できるものとする。

3 構成団体は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

(禁止事項)

第6条 構成団体は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 第13条の総会及び第14条の幹事会並びにその他協議会の事業において、直接的に自らの営利を目的とした活動を行うこと。
- (2) 協議会を通じて知り得た情報を、協議会の目的以外に使用すること。
- (3) その他協議会の運営を妨げること。

(構成団体の資格喪失)

第7条 構成団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、幹事会の議決を経て、資格を喪失させることができる。この場合、その団体に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この規約及び協議会の目的並びに公序良俗に違反したとき。
- (2) その他協議会の名誉又は信用を傷つける行為をしたとき。

(役員とその職務)

第8条 協議会に次の役員を置き、総会において選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 20名以内
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、副会長がその職務を代理する。
- 4 役員は、幹事会を構成し、協議会の運営に関する方針等を決定する。

(役員の選出方法)

第9条 幹事を選出する団体は、総会において、構成団体の中から互選により決定する。

- 2 幹事を選出する団体は、自らの団体から幹事を選出する。
- 3 会長は、幹事会において、幹事の中から選出し、総会の承認をもって決定する。
- 4 副会長は、幹事会の同意のうえ、会長が指名し、総会の承認をもって決定する。

(任期等)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会における議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 法令、この規約及び職務上の義務並びに公序良俗に違反したとき。
- (3) その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第13条 総会は、構成団体をもって構成し、毎年度1回又は必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、総会の会議の議長となる。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) この規約の改正に関すること。
 - (2) 役員の選任に関すること。
 - (3) 役員の解任に関すること。
 - (4) 事業計画及び実績報告に関すること。
 - (5) その他協議会の運営に関し必要な事項
- 4 総会は、構成団体の過半数の出席（委任状を提出した構成団体を含む。）がなければ、開催することができない。
- 5 総会の議事は、出席した構成団体（委任状を提出した構成団体を含む。以下この項について同じ。）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長が採決する。ただし、第3項第3号の議決については、出席した構成団体の3分の2以上の多数によりこれを決する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成団体以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第14条 幹事会は、役員をもって組織し、会長は幹事会を代表する。

2 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長を務める。

3 幹事会において処理する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 構成団体の参画に関する事。
- (2) 構成団体の資格喪失に関する事。
- (3) 条例第11条に基づく計画の策定及び進捗管理に係る意見調整に関する事。
- (4) ケアラー支援施策の検討及び実施に係る意見調整に関する事。
- (5) 総会に付議する事項に関する事。
- (6) その他協議会の議決を要しない協議会務の執行に関する事。

4 幹事会は、役員の過半数の出席（委任状を提出した役員を含む。）がなければ、開会することができない。

5 幹事会の議事は、出席した構成団体（委任状を提出した構成団体を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長が採決する。

6 会長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成団体以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室に置く。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項については別に定める。

附則

この規約は、令和7年6月16日から実施する。